

令和7年度 徳島県海外出願支援事業公募要領

令和7年6月2日

公益財団法人とくしま産業振興機構（以下、「機構」という。）では、県内中小企業者（中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者）及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）及び地域団体商標（商標法（昭和34年法律第127号）第7条の2に規定する商標をいう。）に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）（以下、「中小企業者等」という。）の海外展開に向けた知財支援の一環として、中小企業者等の戦略的な外国への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、冒認対策商標を促進するため、外国出願に要する費用の一部を補助する「徳島県海外出願支援事業」を実施します。

1 支援の対象

県内に事業所を有する中小企業等であって、次の第1号から第6号の要件を満たす者に対し、産業財産権に係る外国出願に必要な経費であって、中小企業等海外展開支援事業費補助金交付要綱別表に掲げる外国出願助成費のうち、補助金交付の対象として機構が必要かつ適当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付します。

- (1) 既に日本国特許庁に行っている出願（特許法（昭和34年法律第121号）第184条の3第1項（日本国特許庁に対して国内段階への移行手続をする予定があるものに限る。実用新案について同じ。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）第48条の3第1項又は意匠法（昭和34年法律第125号）第60条の6第1項の規定に基づき、日本国における出願とみなされるものを含む。以下「基礎となる国内出願」という。）を有する中小企業者等。
- (2) 次のいずれかに該当する方法により、基礎となる国内出願について1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約（以下「パリ条約」という。）第4条の規定による優先権を主張して、外国特許庁等への出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定を有する中小企業者等。ただし、商標登録出願については、優先権の主張をすることを要しない。
 - (ア) 当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法。この場合において、優先権主張を伴わない商標登録出願については、基礎となる国内出願との間に別紙1のとおり定める関係がある場合に限る。
 - (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を国内段階に移行する方法）。この方法によるときは、第1号及び本号柱書の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、日本国特許庁に対して国内段階への移行手続をする予定があるものに限る。
 - (ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。この方法によるときは、第1号及び本号柱書の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、指定締約国に日本国を含むことを条件とする。
 - (エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。
- (3) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- (4) 中小企業等海外展開支援事業費補助金実施要領等に定める必要な事項に基づく機構への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任弁理士」という。）の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出でき

る中小企業者等。

- (5) 国及び機構等が行う補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に積極的に協力する中小企業者等。
- (6) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する者又は別紙2 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本間接補助金の交付対象としない。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社もしくは投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合に該当する者については、要綱第2条第3項で規定する中小企業者等以外の者であって、事業を営む者（以下「大企業」という。）として取り扱わないものとする。また、別紙2の誓約事項について申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- (5) 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

3 対象となる経費

助成対象となる経費は以下のとおりです。

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他機構が必要と認める費用	

※機構からの交付決定前に外国出願した案件は助成対象外となります。また、交付決定日以前に発生した費用については、助成対象経費にはなりません。

※助成対象経費には、日本国特許庁の収入となる手数料（意匠法第67条第1項第4号、商標法（昭和34年法律第127号）第76条第1項第3号、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第18条第2項及ハーグ協定第7条（2）（日本国を指定締約国とする部分に限る。）に規定するものを含む。）を含まないものとします。

※日本国内における消費税及び地方消費税は補助対象経費にはなりません。

※補助対象となる中小企業者等が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、持ち分比率に応じた額（ただし、補助対象となる中小企業者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。

4 補助率及び上限額

助成対象経費の2分の1以内とし、上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の金額とします。

- (1) 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円
- (2) 1出願に対する補助金の総額
- (ア) 特許出願 150万円
- (イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く） 60万円
- (ウ) 冒認対策商標 30万円

※補助金額は、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

5 申込方法

別紙様式の交付申請書に記入のうえ、必要書類を添付し、下記窓口に持参又は郵送等によりお申し込みください。

※書類は8部（原本1部、コピー7部）提出してください。

申し込みは、補助金電子申請システム（J グランツ）でも受け付けします。ただし、J グランツへの入力項目は企業情報等に限定されておりますので、J グランツで申し込みする場合も、交付申請書を含め添付書類はすべて紙で提出してください。また、J グランツを利用するにはG ビズ ID の取得が必要です。

G ビズ ID の取得には2～3週間ほど時間がかかりますのでご注意ください。

6 申込受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年12月19日（金）午後5時まで

※予算がなくなり次第公募を終了します。

7 選考方法と選考基準

当機構に設置する選考委員会において、次に掲げる事項を基準として審査を行います。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - (ア) 補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。
 - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等。
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) その他、機構が委員会の承認をもって別に定める審査基準。
- (5) 次に該当する場合は審査において加点します。
 - (ア) 賃上げ実施企業
 - (イ) ワーク・ライフ・バランス推進企業

<賃上げ実施企業に対する加点措置について>

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

※申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

※企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式第10「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

※採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

※なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。

※賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

※なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式第10の誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

<ワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置について>

本補助事業では、従業員の両立支援のためにワーク・ライフ・バランスの取り組みを進める企業等に対して、以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に、審査上の加点措置を実施します。

- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表し

ている企業（計算期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。

- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

8 選考結果の通知

選定の結果については、文書により通知します。

9 情報開示

当事業は国の補助事業として実施するため、間接補助事業者（機構から当該事業の交付決定を受けた事業者）の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について公表されること、さらに経済産業省の判断により交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があることをご了承ください。

経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること

申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。

また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとするものです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

10 申込・問合せ先

公益財団法人とくしま産業振興機構 経営支援部（担当：北島）
〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8 徳島経済産業会館2階
電話：088-654-0103 ファクシミリ：088-653-7910
電子メール：k-kitajima@our-think.or.jp

別紙 1

実施要領第 4 条第 1 項第 2 号 (ア) に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願について
(令和 7 年度徳島県海外出願支援事業公募要領 1-(2)-(ア)に基づき行う商標登録出願)

実施要領第 4 条第 1 項第 2 号 (ア) に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願については、日本国内に先行登録のない商標であり、かつ以下の 1. から 5. のいずれかにあてはまる外国出願とする。また 2. から 4. の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、すでに使用している商標又は具体的に使用予定がある商標に限る。

1. 「基礎となる国内出願」と同一内容で行う外国出願。
2. 「基礎となる国内出願」と同一内容の指定商品・指定役務であり、商標（標章）を下の範囲内で変更し行う外国出願。
 - ・文字を使用実態に合わせてフォントを変更
 - ・文字を使用実態に合わせて縦書きを横書きにする等の変更
 - ・文字を使用実態に合わせて図案化した商標に変更
 - ・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳
 - ・日本語の商標を英語又は出願予定国の言語に翻訳した構成要素を追加
 - ・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更
 - ・日本語の商標の音表をローマ字又は出願予定国の文字に変更した構成要素を追加
 - ・図形、記号、結合商標を使用実態に合わせた商標に変更
 - ・使用実態に合わせて商標の色彩を変更
 - ・使用実態に合わせて商標の構成要素の一部を削除
3. 「基礎となる国内出願」と同一の商標（標章）であり、指定商品・指定役務を以下の範囲内で変更し行う外国出願。
 - ・指定商品・指定役務の一部を削除
 - ・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務を変更
 - ・出願予定国の法令に合わせて指定商品・指定役務の区分を変更
 - ・類似群コードに基づき指定商品・指定役務を変更
4. 「基礎となる国内出願」から、商標（標章）及び指定商品・指定役務を前項 2. 3. の範囲内で変更し行う外国出願。
5. 複数の「基礎となる国内出願」を 1 つにまとめて、1. から 4. の範囲内で行う外国出願。

なお、申請にあたっては、外国へ出願予定の商標について日本国内の先行登録調査の結果等を提出すると共に、2. から 4. の範囲内で変更し外国出願を行う商標については、当該商標の使用実態又は具体的な使用予定が確認できる書類を提出すること。

別紙2

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき